

---

藤 沢 市 北 部 環 境 事 業 所  
新 2 号 炉 整 備 ・ 運 営 事 業  
募 集 要 項

---

2017 年 (平成 29 年) 4 月

藤 沢 市



藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業 募集要項

目 次

---

第1章 募集要項の位置付け.....	1
第2章 事業の概要.....	2
第3章 応募に関する条件等.....	7
第4章 事業者の選定.....	11
第5章 公募の手続等.....	15
第6章 提出書類.....	21
第7章 提出書類作成要領.....	24
第8章 その他.....	28
別紙1 事業スキーム（例）.....	31
別紙2 価格提案書等の提出用封筒作成要領.....	32
別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について.....	34
別紙4 リスク分担表.....	41
別紙5 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等.....	43
別紙6 地域貢献に係る提案の実施状況の確認にかかる手順等.....	47

---

## 第1章 募集要項の位置付け

「藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業 募集要項」（以下「本募集要項」という。）は、藤沢市（以下「市」という。）が実施する「藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、その実施方法等を定めるもので、本事業を実施する民間事業者の公募（以下「本公募」という。）へ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）に配布するものです。

本事業に係る公募については、関係法令に定めるもののほか、本募集要項によります。また、次の別添資料1から7に示す資料は、本募集要項と一体のものとし（以下「募集要項等」という。）。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：事業者選定基準書

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書（案）

別添資料5：基本契約書（案）

別添資料6：建設工事請負契約書（案）

別添資料7：運営・維持管理業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」といいます。

(以下余白)

## 第2章 事業の概要

### 1 事業名称

藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者等の名称

藤沢市長 鈴木 恒夫

### 4 事業の目的

本事業は、安定的で効率的なごみ処理を行うために、老朽化し廃止した北部環境事業所2号炉を解体・建て替え、エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）に整備し、廃棄物の適正処理、生活環境の保全、大規模災害に備え強靱で復興拠点となる施設とするとともに、焼却熱を有効利用してエネルギー回収を行ない、循環型社会形成を推進することを目的とします。

また、本事業は、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施し、質の高い公共サービスの提供、財政支出の削減及び平準化をすることを目的とします。

### 5 公共施設等の概要

#### (1) 名称

藤沢市北部環境事業所新2号炉

#### (2) 建設予定地

項目	概要
計画地所在地	神奈川県藤沢市石川 2168 番地
敷地全体面積	約 15,058m <sup>2</sup>
工事範囲	約 7,853m <sup>2</sup>

#### (3) 施設の概要

ア 新設する施設（本施設）

施設の種類	概要	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理対象物	可燃ごみ，し尿汚泥，破碎可燃物（リサイクルプラザ藤沢から搬入）
	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
	処理能力	150t/日（150t/24h×1炉）

※：詳細は、要求水準書を参照すること。

イ 解体撤去する施設（既存藤沢市北部環境事業所 2 号炉）

施設の種類	概 要	
既存藤沢市北部環境事業所 2 号炉	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
	施設規模	150t/日（150t/24h×2 炉） 既設 2 号炉・旧 1 号炉
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造，鉄筋コンクリート造，鉄骨造
	階数	地下 1 階+地上 3 階
	その他施設	煙突

※：詳細は，要求水準書を参照すること。

## 6 事業期間

事業期間等は，次のとおりです。

事業期間：特定事業契約締結日から 25 年間とします。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から  
2023 年（平成 35 年）3 月 31 日までとします。

運営・維持管理期間：2023 年（平成 35 年）4 月 1 日から  
2043 年（平成 55 年）3 月 31 日までとします。

## 7 事業方式

本事業は DBO（Design：設計，Build：建設，Operate：運営）方式により実施します。

市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し，本施設を所有します。

なお，本施設の設計・建設については，循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定です。

本事業を実施する者として決定した企業グループの構成員，協力企業及び特別目的会社（構成員の出資により，本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社，以下「運営事業者」という。）を「事業者」として，市の所有となる本施設の設計・建設業務（既存藤沢市北部環境事業所 2 号炉の解体撤去工事を含む。以下同様とする。）及び運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとします。（本事業の事業スキーム例については別紙 1 を参照すること。）。

市は本施設を少なくとも 30 年間にわたって使用する予定であり，事業者は 30 年間の使用を前提として本業務を行うこととします。

## 8 事業範囲

事業者及び市が行う主な業務範囲は次のとおりとします。事業者は，事業期間を通じ，循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等市が実施する業務に対して協力すること。なお，具体的な業務の範囲については，要求水準書（別添資料 1）を参照すること。

### (1) 事業者が実施する主な業務範囲

#### ア 設計・建設業務

(ア) 建設事業者は，市と締結する建設工事請負契約に基づき，本施設の設計・建設業務を行うこと。また，本事業を行うために必要な許認可の取得を行うこと。

(イ) 建設については，土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行うこと。なお，本施設の建設工事は，既存北部環境事業所 1 号炉を稼働させながらの新設工事となるため，既存北部環境事業所 1 号炉の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して建設工事及び既存北部環境事業所 2 号炉の解

体撤去工事を実施すること。

(ウ) 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。

(エ) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物及び残土等の処理・処分及びその他の関連業務、計画通知等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこと。

(オ) 事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等市が実施する業務に対して協力することとします。

#### イ 運営・維持管理業務

(ア) 運営事業者は、市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行うこと。

なお、その際に、本施設の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行うものとします。

(イ) 運営事業者は、可燃ごみ等を搬入する市民及び排出事業者の車両の誘導を行うものとします。

(ウ) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱について、発電等により、本施設内で有効利用すること。また、北部環境事業所内（管理棟）に熱エネルギー（温水）を供給すること。運営事業者は、余剰電力を第三者に売電するものとしますが、余剰電力に係る収入については、市の収入とします。

(エ) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した焼却灰、飛灰を施設内に貯留し、市に本施設にて引き渡すものとします。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとします。

(オ) 運営事業者は、本施設の見学希望者等の対応に対して、専門的な説明等が必要な場合には、市に協力し説明補助を行うものとします。

(カ) 市は事業期間終了後も本施設を継続して少なくとも10年間使用する予定であり、事業者はこのことを前提に本施設の適切な維持管理を行なうとともに、事業期間終了後の運営方法についての検討に協力するものとします。

#### (2) 市が実施する主な業務範囲

##### ア 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保します。

##### イ 生活環境影響評価の実施

市は、生活環境影響評価を実施しています。

##### ウ 可燃ごみ等の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、可燃ごみ等を搬入します。

##### エ 受付・計量

市は、市民及び排出事業者より搬入された可燃ごみ等を計量し、市の規定に即した処理手数料の収受を行います。

##### オ 焼却灰、飛灰、処理不適物等の引き取り・資源化・処分

市は、本施設において、運営事業者から焼却灰、飛灰を受け取り、資源化又は処分を行います。

##### カ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行います。

##### キ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行います。

##### ク 施設見学者への対応

市は、本施設の見学を希望する者への対応を行います。

ケ 設計・建設費及び業務委託料の支払い

市は、設計・建設費を建設請負事業者へ、業務委託料を運営・維持管理期間にわたって運営事業者に支払います。

コ その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行います。

(3) 事業者の収入（市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、次の対価から構成されます。

ア 設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、出来高に応じて工事費として建設請負事業者に支払います。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金の構成で、業務委託費として運営・維持管理期間にわたって運営事業者に支払います。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行います。

(以下余白)

## 9 事業者選定スケジュール（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりとします。

時 期	内 容
2017年（平成29年）4月5日（水）	公募公告
2017年（平成29年）4月5日（水）	募集要項等（募集要項，要求水準書，事業者選定基準，様式集，基本協定書（案），基本契約書（案），建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案））の公表
2017年（平成29年）4月21日（金）	募集要項等に関する質問受付（第1回）
2017年（平成29年）5月9日（火）	募集要項等に関する質問回答（第1回）
2017年（平成29年）5月16日（火）	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
2017年（平成29年）5月26日（金）	資格審査結果の通知
2017年（平成29年）5月30日（火）	資格審査結果に関する説明要求の受付
2017年（平成29年）6月12日（月）～16日（金）	対面的対話の実施
2017年（平成29年）6月27日（火）	募集要項等に関する質問受付（第2回）
2017年（平成29年）7月7日（金）	募集要項等に関する質問回答（第2回）
2017年（平成29年）8月10日（木）	提案書類の受付
2017年（平成29年）10月中旬	提案書類に関するヒアリング，審査
2017年（平成29年）10月下旬	審査結果通知及び結果の公表
2017年（平成29年）10月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
2017年（平成29年）11月下旬	基本協定締結
2017年（平成29年）12月中旬	特定事業契約仮契約締結
2018年（平成30年）3月上旬	特定事業契約締結

## 10 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

（以下余白）

### 第3章 応募に関する条件等

#### 1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとします。

- (1) 参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成するものとします。構成員のうち、プラント設備の設計・建設を主に行う者を「代表企業」として定めるものとし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとします。なお、公募手続等は代表企業が行うこととします。
- (2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければなりません。市と建設工事請負契約を締結する者が特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の場合、その特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は運営事業者に出資する企業とならなければなりません。特定共同企業体の代表者以外の企業は出資については任意とします。
- (3) 参加者の構成企業の企業数の上限は任意としますが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要があります。
- (4) 参加表明書提出以降、参加者の構成企業の変更は原則として認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 参加者の構成企業は、他の参加者の構成企業となることは認めません。
- (6) 参加者の構成企業のいずれかと、「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の参加者の構成企業になることはできません。
- (7) 同一参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

#### 2 各業務を行う者の要件

参加者の構成企業は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、次の(1)から(4)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることを可能とします。

参加者は、単独 1 社、構成企業で形成するグループ、特定共同企業体の次のいずれかの構成で参加することが可能です。

- ・単独（代表企業 1 社）
- ・構成企業で形成するグループ
  - 代表企業＋構成員
  - 代表企業＋協力企業
  - 代表企業＋構成員＋協力企業
- ・代表企業を代表者とする特定共同企業体
  - 特定共同企業体単独（設計・建設を行う者と運営・維持管理を行う者で構成）
  - 特定共同企業体（設計・建設を行う者）＋構成員（運営・維持管理を行う者）のグループ

##### (1) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本業務を行う代表企業は次の要件を全て満たすこと。その他の構成員又は協力企業は次のア、イ及びウの要件を満たすこと。

- ア かながわ電子入札共同システムにおいて、平成 29、30 年度競争入札参加資格認定の清掃施設建設で藤沢市長から認定を受けていること。
- イ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

- ウ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ プラント建設企業にあっては、参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- オ 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、150t/日以上）のプラント設備に係る建設工事实績を有すること。
- カ 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、150t/日以上）の PPP 事業を代表企業として受注した実績を有すること。

(2) 本施設の建築物の設計を行う者の要件

本業務を行う構成員のうち、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。その他の構成員又は協力企業は次のア及びイの要件を満たすこと。

- ア かながわ電子入札共同システムにおいて、平成 29、30 年度競争入札参加資格認定の建築設計、清掃施設建設、若しくは建築一式で藤沢市長から認定を受けていること。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計実績を有すること。

(3) 本施設の建築物の建設を行う者の要件

本業務を行う構成員のうち、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。その他の構成員又は協力企業は次のア、イ及びエの要件を満たすこと。

- ア かながわ電子入札共同システムにおいて、平成 29、30 年度競争入札参加資格認定の清掃施設建設、若しくは建築一式で藤沢市長から認定を受けていること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する、建築一式工事に係る経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が 800 点以上、若しくは清掃施設工事に係る総合評定値が 1,200 点以上であること。
- オ 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事实績を有すること。
- カ ダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日（基発第 401 号））に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。なお、プラントメーカーの 1 次下請としての受注を実績と認める。

(4) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う構成員のうち、少なくとも 1 者は次の要件を満たすこと。

- ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、150t/日以上）に係る 1 年以上の運転管理業務実績を有すること。

### 3 構成企業の制限

次に該当する者は、参加者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」平成 29, 30 年度競争入札参加資格認定を藤沢市長から受けていない者。
- (3) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 審査委員会の委員が所属する企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。
- (12) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (13) 本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりです。
  - ・株式会社エイト日本技術開発
  - ・豊原総合法律事務所
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していると認められるとき。
- (15) 個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団員であると認められるとき。法人にあつては、暴力団経営支配法人であると認められるとき。

### 4 参加資格審査

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とします。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から提案書等提出日までの間に参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該参加者は本募集に参加できません。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合は、当該参加者は、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は本募集に参加できるものとします。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とします。
- (3) 提案書等提出日の翌日から優先交渉権者決定日までの間に参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外します。ただし、

代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市がやむを得ない事情であると判断した場合は、市と協議を行うものとしします。

- (4) 優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者又は次点交渉権者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は優先交渉権者又は次点交渉権者が本事業を実施するものとして決定しない場合があります。また、市が本事業を実施するものと決定したものの構成企業が参加資格を欠いた場合、市は特定事業契約を締結しない場合があります。この場合において、市は一切の費用負担を負わないものとしします。

## 5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 本事業を実施するものとして市が決定した優先交渉権者又は次点交渉権者は、仮契約締結までに、本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とした運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、藤沢市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営・維持管理期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとしします。
- (2) 運営事業者への出資は本事業を実施するものとして市が決定した優先交渉権者又は次点交渉権者の構成員全員によるものとし、構成員以外の者の出資は認めません。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (3) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはなりません。

## 6 特定共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として特定共同企業体を結成し工事にあたる場合は、次によるものとしします。

- (1) 特定共同企業体の結成方法は、自主結成としします。
- (2) 特定共同企業体の形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意としします。
- (3) 代表者は、新2号炉のプラント設備の設計・建設を行う者のうち、プラント設備の設計・建設費の50%以上を施工する者でなければなりません。
- (4) 代表者の出資比率は、構成するもののうち、最大の出資比率でなければなりません。
- (5) 本事業の公募に参加するに当たり特定共同企業体の結成を予定する建設事業者は、参加表明までに協定書を作成し、提出すること。
- (6) 市と契約を締結した特定共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとしします。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとしします。

## 7 予算価格

### (1) 予算価格

予算価格を次のとおり設定します。なお、予算価格は費目（建設費、運営費）ごとに設定します。

予算価格 28,085,768,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
（内建設費 16,524,000,000円）  
（内運営費 11,561,768,000円）

(2) 留意事項

- ア 予算価格は、事業期間中に市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）です。
- イ 予算価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいません。
- ウ 建設費の提案価格が、建設費の予算価格を超える場合、市は参加者を失格とします。
- エ 運営費の提案価格が、運営費の予算価格を超える場合、市は参加者を失格とします。

(以下余白)

## 第4章 事業者の選定

### 1 優先交渉権者の決定

#### (1) 優先交渉権者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものです。したがって、優先交渉権者の決定方法については、提案価格のほか、設計・建設、運営・維持管理等の提案内容、市の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用します。

予算価格の制限の範囲内で、募集要項等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした参加者の中から、上記の方法をもって最優秀提案者及び次点提案者を決定します。

優先交渉権者決定にあたっての基準等は、事業者選定基準（別添資料2）によります。

#### (2) 提案書の審査

参加者から提出された提案書は、学識経験者や市職員で構成される「藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。審査委員会は、学識経験者2名、一級建築士1名、公認会計士1名、市職員6名の10名の委員で構成されています。

なお、本事業の優先交渉権者及び次点交渉権者決定までの間に、本事業に関して、参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とします。

#### (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、審査委員会による選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

#### (4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、最優秀提案者及び次点提案者の決定後、速やかに参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。電話等による問合せには応じません。

なお、審査講評については、優先交渉権者との基本協定締結後に公表します。

### 2 契約手続等

#### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者と市は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書（案）（別添資料4）について合意し基本協定を締結します。

#### (2) 契約内容の協議

市と優先交渉権者は、基本契約書（案）（別添資料5）、建設工事請負契約書（案）（別添資料6）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）（別添資料7）に基づき、契約書を作成するものとします。契約書の作成においては、市と優先交渉権者間で協議を行います。

なお、契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の調整を行うものであり、契約内容の協議の後、市は(4)に示す契約の締結を行います。

#### (3) 運営事業者の設立

優先交渉権者は、仮契約締結までに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

#### (4) 契約の締結

市は、(2)の協議において、優先交渉権者と契約内容に関する協議が成立した場合、優先交渉権者を事業者として決定し、当該事業者を事業者として（但し、(3)で特別目的会社を設立した場合、当該特別目的会社を含む。）基本契約、建設事業者と建設工事請負契約、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結します。

各々の仮契約は、建設工事請負契約の締結について市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします

(5) 契約を締結しない場合

ア 参加資格の欠如

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者の構成企業が参加資格を欠くこととなった場合、市は優先交渉権者と特定事業契約を締結しない場合があります。

イ 公正な応募

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合、市は、優先交渉権者に書面で通知することにより、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとします。この場合において、優先交渉権者は、市の請求に基づき、本事業の提案価格並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の20に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担すること。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が優先交渉権者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。この場合、かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連帯債務となるものとします。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)

(イ) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。

(ウ) 優先交渉権者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(エ) 排除措置命令又は納付命令が優先交渉権者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、事業契約に関し優先交渉権者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る判決が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合、市は、優先交渉権者に書面で通知することにより、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとします。この場合において、優先交渉権者は、市の請求に基づき、本事業の提案価格並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の20に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとします。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が優先交渉権者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。この場合、かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連帯債務となるものとします。

(ア) 役員等(優先交渉権者が個人である場合にはその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ)が、集团的に、計画

的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

- (イ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (エ) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (オ) 優先交渉権者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (カ) (ア)から(オ)に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。
- (キ) 優先交渉権者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることが判明し、市が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。

#### エ 留意事項

上記アからウにより特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとします。この場合、市は次点交渉権者と契約交渉を行います。

#### (6) 費用の負担

契約書の作成に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、特定事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とします。

#### (7) 契約保証金

##### ア 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の3以上の額を契約締結日までに納付するものとします。

##### イ 運営・維持管理期間における保証

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上を契約保証金として当該事業年度の開始日までに納付するものとします。

(以下余白)

## 第5章 公募の手続等

### 1 公募の手続

#### (1) 募集要項等の公表

市は、次のとおり、募集要項等を公表する。

##### ア 公表日

2017年（平成29年）4月5日（水） 公募公告と同時

##### イ 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。なお、参考資料（要求水準書添付資料）はホームページには掲載しません。

##### (ア) 配布期間

2017年（平成29年）4月5日（水）から2017年（平成29年）5月15日（月）までの9時から17時までとします。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

##### (イ) 配布場所及びホームページ

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

##### (ウ) その他

募集要項等を「第5章 1 (13) 事務局」にて配布する。配布対象者は本事業への参加を希望する企業とします。当該資料の受け取りに際しては、「第5章 1 (13) 事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

#### (2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催します。

##### ア 開催期間

2017年（平成29年）4月17日（月）及び2017年（平成29年）4月18日（火）

##### イ 場所

神奈川県藤沢市石川 2168 番地

##### ウ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会への参加申込書」（様式第2号-1）に必要事項を記入のうえ、「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）とあわせて、2017年（平成29年）4月5日（水）から2017年（平成29年）4月12日（水）17時までにE-mailにより「第5章 1 (13) 事務局」に提出すること。参加人数の制限は設けない。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けません。市は、E-mailにより、見学会の日時を各提出者へ返信します。申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがあります。なお、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けません。

#### (3) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

##### ア 提出方法

募集要項等に関する質問がある場合は、「募集要項等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、E-mailにより「第5章 1 (13) 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けません。なお、文書形式は、Microsoft Excel (windows版) とすること。

市は、当該質問書を受領したことを確認するため、E-mailにより、市の受信確認通知を各提出者へ返信します。受信確認の通知が無い場合は、「第5章 1 (13) 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

## イ 受付期間

(ア) 第1回：2017年（平成29年）4月5日（水）から2017年（平成29年）4月21日（金）17時まで

(イ) 第2回：2017年（平成29年）6月19日（月）から2017年（平成29年）6月27日（火）17時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1 (6) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査を受け、参加資格を有すると認められた参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとします。

## (4) 募集要項等に関する質問への回答書の公表

募集要項等に関する第1回質問への回答は2017年（平成29年）5月9日（火）、第2回質問への回答は2017年（平成29年）7月7日（金）に市ホームページにおいて公表します。電話等による問合せには応じません。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限りません。

## (5) 参加資格審査申請書類の提出

参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければなりません。参加資格審査申請書類は、正本1部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、公募に参加することができません。郵送は一般書留郵便を原則としますが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とします。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定します。

### ア 提出書類

後記「第6章 提出書類」に示すとおりとします。

### イ 提出方法

郵送等による。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限りま。

### ウ 受付場所

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

### エ 受付期間

2017年（平成29年）5月16日（火）17時までとします。

## (6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った参加希望者の代表企業に対して、2017年（平成29年）5月26日（金）に郵送により通知します。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しません。

## (7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた参加希望者は、市に対して、2017年（平成29年）5月30日（火）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができます。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた参加希望者の代表企業に対して、2017年（平成29年）6月9日（金）までに郵送にて書面により回答します。

## (8) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、市と個別の参加希望者の間での対話を行います。

参加希望者は、2017年（平成29年）5月30日（火）17時までに「対面的対話への参加申込書」（様式第11号-1）に希望する日時などを記入し、「第5章 1 (13) 事務局」の申込み先に、E-mailで申し込むこと。なお、対話の日は次に示す日時とし、参加者ごとの開催時間は90分程度とする。なお、申込みの状況によっては、市は、日程及び開催時間等の調整を行うことがあ

ります。

ア 募集要項等に係る対話の時間及び場所

(ア) 日時 次の日程のうち市が指定する日時

2017年（平成29年）6月12日（月）から2017年（平成29年）6月16日（金）

時間は市が指定します。詳細については、参加資格審査結果とあわせて通知します。

(イ) 場所

藤沢市北部環境事業所

イ 事前資料の提出

対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」（様式第11号-2）を記入の上、「対面的対話への参加申込書」提出時に併せて、E-mailにより提出すること。

ウ 対話の実施方法

(ア) 事前提出を受けた様式第11号-2に基づき、市と参加者の対話を行います。対話では、募集要項等の内容についての確認を中心とし、参加者の提案自体に対する助言、評価は行いません。

(イ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表します。

(ウ) 対話の議事録は、対話終了後、1週間程度を目処として、市のホームページに掲載することとします。なお、対話の内容がすべての提案に係るものや要求水準全般に係るものである場合は公表しますが、参加者固有のノウハウに基づく部分については、参加者に対して個別の回答を行う場合があります。

(9) 参加辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた参加希望者が、参加を辞退する場合は、応募書類提出期限までに、辞退届（様式第10号）を提出すること。

(10) 応募書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、後記「第6章 応募書類」に示す応募書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送は一般書留郵便を原則としますが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とします。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定します。

ア 応募書類の提出について

(ア) 提出期限

2017年（平成29年）8月10日（木）必着

(イ) 提出方法

郵送等による。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限ります。

(ウ) 提出先

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

(11) 提案書に関するヒアリング

審査委員会は、参加者に対し、次のとおりヒアリングを行います。

ア 開催日時（予定）

2017年（平成29年）10月中旬

イ 受付場所（予定）

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

ウ 実施方法

ヒアリングは、参加者毎に行い、順番は、応募書類の受付順とします。時間は、1参加者につき90分程度（参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定します。なお、市は、必要に応じてプレゼンテーションの時間を変更する場合があります。

エ その他

参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知します。

(12) 開封

価格提案書の開封は、参加者又はその代理人の立ち会いのうえ、次のとおり行います。立ち会いを行う者は、各参加者で1名とします。また、代理人が開封に立ち会う場合、「委任状（開封の立会い）」（様式第20号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各参加者の代表企業に市より通知します。

ア 日時

2017年（平成29年）10月中旬

イ 場所

藤沢市北部環境事業所

ウ 開封は、参加者又はその代理人を立ち合わせて行います。ただし、参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、本公募に関係のない市職員を立ち合わせて行います。

エ 開封場には、参加者又はその代理人及び本公募事務に関係のある市職員（以下「関係職員」という。）、並びに上記ウただし書きの立会職員以外の者は、入場することができません。

オ 参加者又はその代理人は、開封開始時刻後においては、開封場に入場することができません。

カ 参加者又はその代理人が、開封場に入場しようとするときは、関係職員に身分証明書を提示しなければなりません。代理人は、委任状（開封の立会い）（様式第20号）をもって、身分証明書を替えることとします。

キ 参加者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開封場を退場することができません。

ク 開封場において、次の各号の一つにでも該当するものは当該開封場から退去させます。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開封においては、提案価格が予算価格を超えていないことを確認し、審査委員会に報告します。

(13) 事務局

本事業の事務局は次のとおりです。

担	当	課	:	藤沢市 環境部 北部環境事業所 施設整備担当			
			:	〒252-0815 神奈川県藤沢市石川 2168 番地			
T	E	L	:	0466-44-0702			
F	A	X	:	0466-45-0343			
電	子	メ	ー	ル	:	fj-hokubu-k@city.fujisawa.lg.jp	
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp

(以下余白)

## 2 公募参加に関する留意事項

### (1) 公正な応募の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、参加者は、本募集要項に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

### (2) 応募書類の書き換え等の禁止

参加者は、提出期限以降における価格提案書及び事業提出書類の差し換え及び再提出をすることはできない。

### (3) 公募の延期等

市は、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合、募集手続きの執行を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。

### (4) 応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 募集要項に示した参加資格のない者による応募

イ 参加資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの

ウ 応募書類の記載事項が不明なもの又は応募提案書類に記名もしくは押印のないもの

エ 応募書類が不足しているもの

オ 2 通以上の価格提案書を提出したもの

カ 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

キ その他応募に関する条件に違反したもの

### (5) 費用の負担

応募に関して参加者が要する費用は、それぞれの参加者の負担とします。

### (6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (7) 応募書類の取り扱い

ア 著作権

応募書類の著作権は参加者に帰属します。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負います。

ウ 応募書類の使用等

提出された応募書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各参加者に確認する。）。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとします。

なお、提出された応募書類は返却しません。

### (8) 市の提供する資料の取り扱い

参加者（応募書類提出までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本件応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

### (9) 保証金

保証金は免除します。なお、優先交渉権者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、契約金額の 100 分の 20 に相当する額の違約金を徴収できるものとします。

(10) その他

- ア 参加者が1者であった場合も、事業者選定基準に従い応募書類の審査を行います。
- イ 募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表します。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては参加者の代表企業に通知します。
- ウ 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

(以下余白)

## 第6章 提出書類

### 1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う参加予定者は、次の書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (必要により) (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第7号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

### 2 応募辞退時の提出書類

応募辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 辞退届 (様式第10号)

### 3 応募書類

次の書類を指定の部数提出すること。

提出書類			部数
応募書類提出届等			各1部
価格提案書			1部
事業 提案書	提案 図書	整備・運営事業に関する提案書	各14部 (正本1部, 副本13部)
		事業計画に関する提案書	
	施設計画図書		
	添付資料		
提案図書概要版			
施設計画に係る提案概要			20部
提案書の電子データ (正本, 副本それぞれのデータを含むものとする。)			CD-R で3部

- (1) 応募書類提出届等
  - ア 応募書類提出届 (様式第12号)
  - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)
- (2) 価格提案書
  - ア 価格提案書 (様式第14号)
- (3) 整備・運営事業に関する提案書 (様式第15号)
- (4) 事業計画に関する提案書 (様式第16号)
- (5) 施設計画図書
  - ア 施設概要 (施設面積, 主要施設の仕様等, 施設計画の概要を整理すること。)
  - イ 設計基本数値
    - (ア) 新2号炉関連
      - a 施設計画基本数値
        - (a) 物質収支
        - (b) 熱収支
        - (c) 用役収支

- ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

- (a) 受入ピット容量，その他主要ピット容量
- (b) クレーン（ごみ，灰）のバケット容量，稼働率（自動，手動運転）
- (c) 投入ホッパ容量
- (d) 処理能力曲線及び算出根拠
- (e) 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示），容量等）
- (f) 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- (g) 廃熱ボイラの能力
- (h) 蒸気復水器の能力
- (i) 発電設備容量
- (j) 減温塔の能力，容量
- (k) 排ガス処理装置の薬品使用量，貯留量
- (l) 送風機関係の能力
- (m) 主要ポンプの能力
- (n) 騒音，振動計算書（敷地境界）
- (o) その他主要機器の容量，能力計算
- (p) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）
- (q) 負圧集じん器能力・台数（解体工事）

c 解体工事施工計画書

- (a) 施工手順（解体フローを用い，施工段階毎に計画を説明すること。）
- (b) 地下構造物工法
- (c) 煙突解体工法

d 要求水準に対する設計仕様書

（様式第 13 号-1）

ウ 図面【縮尺は，特に指定がある場合を除き，参加者にて見やすい縮尺に設定のこと。】

- (ア) 全体配置図【A3 横】
- (イ) 動線計画図【A3 横】
- (ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】
- (エ) 機器配置断面図（縦断，横断図）【A3 横】
- (オ) 主要機器組立図【A3 横】
- (カ) 建築一般図（各階平面図，立面図，断面図）【A3 横】
- (キ) 建築仕上げ表
- (ク) 建築面積表（各階床面積，各室床面積を明記のこと）
- (ケ) その他，提案する構造物等に関する図面【A3 横】
- (コ) 電気設備主回路単線系統図【A3 横】
- (サ) 解体工事仮設配置図（解体ヤード及び全室の構造・寸法を明記のこと）
- (シ) パース（鳥瞰図）【A4 横，東側，西側からの眺望，各 1 枚】
- (ス) パース（アイレベル）【A4 横，北側，東側，西側，各 1 枚】
- (セ) フローシート【A3 横】

a 新 2 号炉関連

- (a) 対象廃棄物及びその生成物，副産物
  - (b) 上水道，再利用水，冷却水，雨水
  - (c) 排水（ごみピット排水，プラント排水，生活排水，下水道排除量等）
  - (d) ボイラ給水，蒸気，復水，純水
  - (e) 余熱利用
  - (f) 燃料
  - (g) 油圧及び圧縮空気
  - (h) 脱臭，消臭
  - (i) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
  - (j) 建築設備（火報，空調，換気，電話，給湯，放送設備等）
  - (k) 情報処理システム
- b 旧 2 号炉解体工事関連
- (a) 仮設排水処理設備フロー
- エ 工事関係
- (a) 全体工事工程【A3 横】
  - (b) 解体工事工程【A3 横】
- オ 生活環境影響調査関連 (様式第 19 号)
- (6) 添付資料 (様式第 17 号)
- その他，要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む）がある場合には，添付資料にて取りまとめること。
- (7) 提案図書概要版 (様式第 18 号)
- (8) 施設計画に係る提案概要
- 施設計画に係る提案概要には，次の項目を含めるものとする。
- ・ パース図
  - ・ 建築面積，延床面積，その他の施設諸元
  - ・ 提案のコンセプト
  - ・ 施設計画の特徴

(以下余白)

## 第7章 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述すること。
- (2) 様式集（別添資料 3）の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加資格審査申請書（様式第 6 号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして 1 部提出すること。

### 3 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 価格提案書（様式第 14 号）は、封筒（別紙 2 参照。）に入れ、密封して提出すること。なお、様式第 14 号別紙 1、別紙 2、別紙 3 については、価格提案書の提出と同時に、価格提案書と別に封印して提出すること（別紙 2 参照。）。
- (2) 提案価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙 3 本事業において市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

### 4 事業提案書

事業提案書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、「整備・運営事業に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」を A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 14 部提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入すること。
- (2) 施設計画図書は、「募集要項 第 6 章 提出資料 3 応募書類 (5) 施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 14 部提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入すること。ただし、「③ 要求水準に対する設計仕様書」は分冊とすることも可とする。また、施設計画図面については次のとおりとします。
  - ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。
  - イ 右下に図面名称及び市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名を記入すること。
- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、

各 14 部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号 (1/●～●/●) をふり、様式第 17 号 (添付資料の表紙) には、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入すること。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等の使用を可能とします。また、着色は自由とします。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること (正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- (6) 関心表明書を提案図書又は添付資料として提出する場合には、関心表明先企業の企業名がわかる記述を避けること。ただし、正本 1 部については、関心表明先企業の企業名を明らかにすること。なお、関心表明書については、「募集要項 第 7 章 提出書類作成要領 6 留意事項 (3) 資金調達」に係るもの以外 (例えば、地域貢献に係る提案内容を担保するために地元企業等より徴求するもの等) の提出は、不要とします。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 市に提出する提案書の電子データは、基本的には Microsoft Word (windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。)、Microsoft Excel (windows 版とし、バージョンは 2010 以後とする。) を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

## 5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A4 版・縦・横書き・1 枚 (両面印刷で 2 ページ以内) とし、綴じずに 20 部提出すること。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、次の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、優先交渉権者決定後、議会等への報告のために施設計画に係る提案概要を使用する場合があるため、記載する内容に留意すること。特に、各参加者のノウハウに係る内容等については、各参加者の判断により、支障のない表現とすること。
  - ・ パース図
  - ・ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元
  - ・ 提案のコンセプト
  - ・ 施設計画の特徴
- (4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

## 6 留意事項

提出書類の作成にあたっては、次の条件を踏まえること。

### (1) リスク管理の方針

#### ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負います。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、市は応分の責任を分担します。

#### イ リスク分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、「別紙 4 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定めます。

(2) 保険

ア 市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定ですが、詳細は優先交渉権者決定後に決定します。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有します。ただし、事業者を付保する保険金により補填された部分は控除されるものとします。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

参加者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め募集要項等に関する質問（第1回又は第2回）及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たもの限り有効とします。市の了解を得ずに提案を行った場合には、優先交渉権者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合があります。

(5) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、契約者は市とします。

提案時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、東京電力株式会社との契約とし、平成29年度の条件が運営・維持管理期間にわたり継続するものとして算出すること。

(6) 構造計算適合性判定委託料について

計画通知の提出に際して実施する構造計算適合性判定に係る費用は、事業者負担とします。

(7) 業務の委託

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(8) 雇用への配慮

ア 雇用については、地元雇用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

ウ 下請人等を選定する際は、藤沢市内に本店又は支店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に藤沢市内に本店を有する企業を活用するよう努めること。

(9) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができます。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができます。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができます。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠

償しなければなりません。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができます。

(イ) 上記(ア)により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償します。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議します。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができます。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定めます。

(10) 市による本事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行います（別紙5参照）。

(以下余白)

## 第8章 その他

### 1 必要事項等の追加

本募集要項に定めることその他、公募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表します。適宜、市ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知します。

### 2 情報公開及び情報提供

本プロポーザルの結果については、優先交渉権者の公表を除き、建設工事請負契約が議会の議決を得たのちに、情報公開を行ないます。

(以下余白)

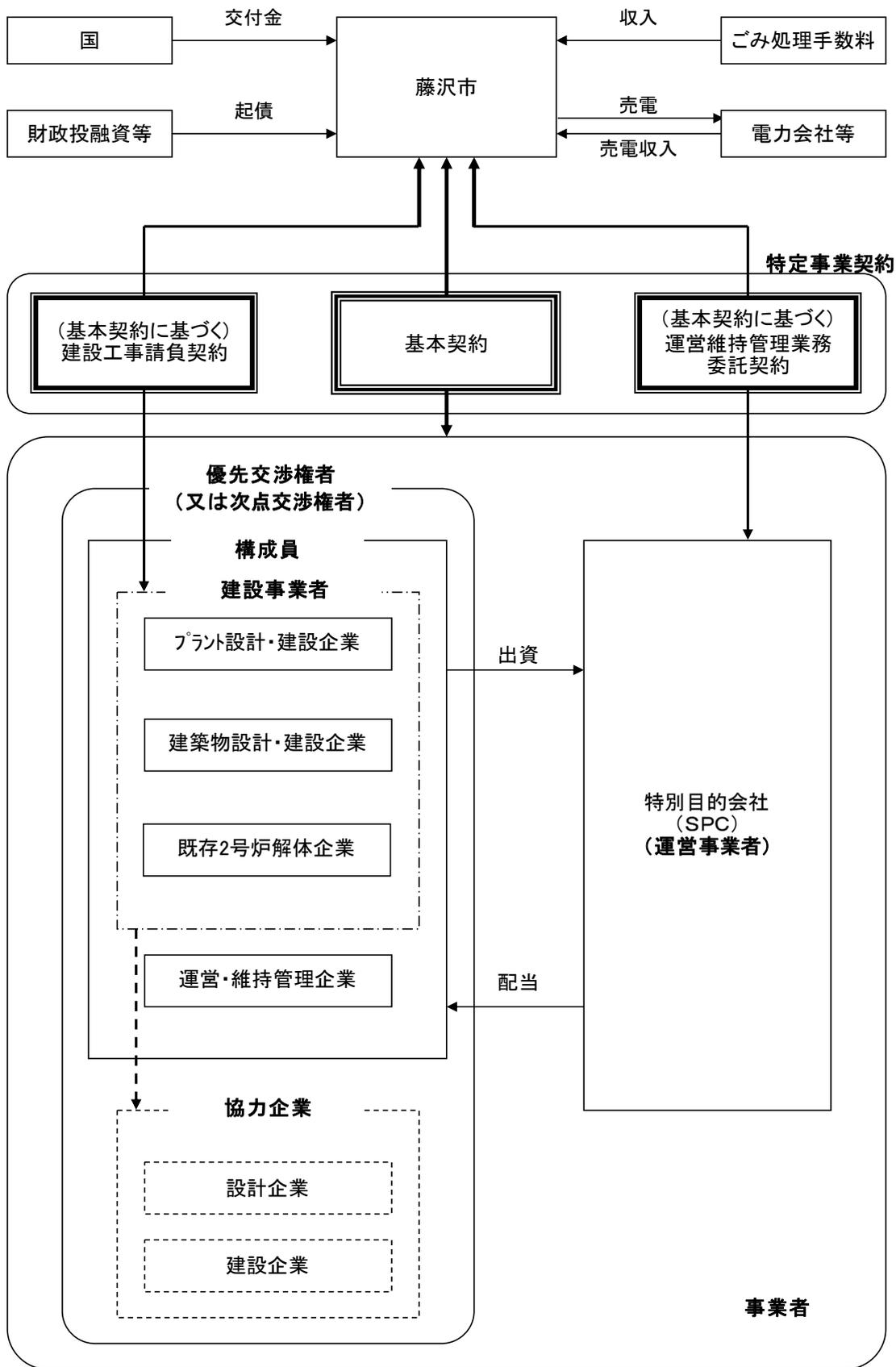
## 用語の定義

No	用語	定義
1	本事業	市が実施する藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業をいう。
2	本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理されるエネルギー回収型廃棄物処理施設を総称して又は個別にいう。
3	本募集要項	「藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業 募集要項」をいう。
4	PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
5	エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、し尿処理場からの脱水ケーキ、脱水し渣、リサイクルプラザ藤沢からの破碎残渣等を処理対象物として焼却処理するための可燃ごみ等処理施設の総称とし、エネルギー回収型廃棄物処理施設工場棟及び外構等のすべてを含めていう。
6	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理(運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。)に係る業務をいう。
7	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務(既存藤沢市北部環境事業所2号炉等の解体撤去工事を含む。)をいう。
8	解体工事	既存藤沢市北部環境事業所2号炉の敷地内の解体設計、解体工事を含めていう。
9	既存藤沢市北部環境事業所2号炉	解体工事で解体撤去される既存の藤沢市北部環境事業所2号炉及び関連付帯施設を含めていう。
10	事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約25年間をいう。
11	設計・建設期間	特定事業契約締結から2023年(平成35年)3月31日までの期間をいう。
12	運営・維持管理期間	2023年(平成35年)4月1日から2043年(平成55年)3月31日までの20年間をいう。
13	市	藤沢市をいう。
14	参加希望者	本事業の公募に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
15	参加者	本事業の公募に参加する単独企業又は企業グループをいう。
16	優先交渉権者	参加者の中から審査委員会により、最優秀提案者として選定され、本事業を実施する候補者として市が決定した者をいう。
17	次点交渉権者	参加者の中から審査委員会により、次点提案者として選定され、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者として市が決定した者をいう。
18	運営事業者	優先交渉権者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とする特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとします。
19	事業者	市と契約協議が整い、本事業を実施するものとして市が決定した優先交渉権者及び運営事業者をいう。優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとします。
20	構成員	構成企業のうち、運営事業者への出資を行う者をいう。
21	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
22	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
23	代表企業	応募時に公募参加者の代表を務める者をいう。
24	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
25	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と本事業を実施するものとして市が決定した優先交渉権者又は次点交渉権者の間で締結される藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。

No	用語	定義
26	基本協定書（案）	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
27	基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
28	基本契約書（案）	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
29	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る市と建設事業者との間で締結される藤沢市北部環境事業所新 2 号炉建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
30	建設工事請負契約書（案）	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉建設工事請負契約書（案）」をいう。
31	運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る市と運営事業者との間で締結される藤沢市北部環境事業所新 2 号炉運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
32	運営・維持管理業務委託契約書（案）	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
33	特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
34	要求水準書	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業要求水準書」をいう。
35	様式集	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業様式集」をいう。
36	募集要項等	市が本事業の実施に際して公募公告時に公表する募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
37	事業者選定基準書	公募公告時に公表する「藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業事業者選定基準書」をいう。
38	受入対象物	市内から排出され、市の委託業者、許可業者並びに排出事業者、市民が本施設に搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
39	処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
40	破碎残渣	リサイクルプラザ藤沢からの処理残渣をいう。
41	し尿汚泥	し尿処理施設から排出される脱水ケーキ、脱水し渣をいう。
42	処理困難物	市では収集しないごみを総称していう。
43	処理不適物	焼却処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。

(以下余白)

# 別紙1 事業スキーム (例)



## 別紙2 価格提案書等の提出用封筒作成要領

### 1. 価格提案書の提出用封筒について

封筒：表

事業名	藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業
-----	-----------------------

封筒：裏

○○○○グループ  
代表企業  
□□県□□市□□町□□番□□号  
□□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「価格提案書」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第14号を入れることとし、様式第14号別紙1、別紙2、別紙3については、価格提案書の提出と同時に、価格提案書と別に封印して提出すること。

(以下余白)

2. 様式第 14 号別紙 1, 別紙 2 及び別紙 3 の提出用封筒について

封筒 : 表

藤沢市長 ○○ ○○宛

様式第 14 号別紙 1, 別紙 2 及び別紙 3

事業名	藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業
-----	-------------------------

封筒 : 裏

○○○○グループ  
代表企業  
□□県□□市□□町□□番□□号  
□□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「様式第 14 号別紙 1, 別紙 2 及び別紙 3」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号 (120mm × 235mm) とすること。
- ・ 封筒中には、様式第 14 号別紙 1, 別紙 2, 別紙 3 を入れること。

(以下余白)

## 別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について

### 1 対価の構成

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設業務（新2号炉建設工事，旧2号炉設解体工事）</li> <li>・その他上記項目の関連業務を含む。</li> </ul>
運営・維持管理業務に係る対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の運営・維持管理業務</li> <li>・その他上記項目の関連業務を含む。</li> </ul>

### 2 対価の算定方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設計・建設業務費用</li> <li>②その他費用</li> </ul>	<p>■設計・建設業務に係る対価</p> <p>提案価格の算定にあたっては、各年度の年度割を含め、事業者の提案によるものとする。</p>

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

##### ア 本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>*1</sup>
運営・維持管理業務委託料A	<ul style="list-style-type: none"> <li>①変動費</li> <li>・燃料費</li> <li>・薬剤費</li> <li>・光熱水費</li> <li>・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）</li> </ul>	<p>■各支払期の支払金額</p> <p>= 各支払期の処理量（実績値）<sup>*2</sup> × 提案単価<sup>*3</sup>（円/t）</p> <p>※ 提案価格の算定にあたっては、各年度の運営・維持管理委託料Aは、</p> <p>= 各年度処理量（計画値） × 提案単価<sup>*3</sup>（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</p> <p>※ 光熱水費<sup>*4</sup>は、使用量に応じて、北部環境事業所の施設で按分する。按分方法については、協議により変更になる可能性がある。</p>
運営・維持管理業務委託料B	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定費 i</li> <li>人件費その他運営に係わる諸費用</li> <li>・人件費</li> <li>・事務費（旅費，消耗品，印刷，使用料等）</li> <li>・負担金等（負担金，公課費及び税金等）</li> <li>・保険費</li> <li>・SPC維持費</li> <li>・その他費用</li> </ul>	<p>■各支払期の支払金額</p> <p>= [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年 × 20年）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>②固定費 ii</li> <li>運転管理費用</li> <li>・電力等の基本料金</li> <li>・油脂類費</li> <li>・測定・分析費（排ガス，排水，飛灰等）</li> <li>・建築設備保守費，清掃，環境整備費等</li> </ul>	<p>■各支払期の支払金額</p> <p>= [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年 × 20年）</p> <p>■補修費用は運営・維持管理期間20年間の補修計画費合計を平準化した額を年度支払額とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>③固定費 iii</li> <li>補修費用</li> <li>・点検・整備費，更新費，部品費等</li> </ul>	

※1：各支払い時期の運営・維持管理業務委託料は1円未満を切り捨てるものとする。

- ※2:「各支払期の処理量(実績値)」の単位は(t)とし、小数点以下第3位(1kg単位)までを有効桁数とする。
- ※3:①変動費は、当該月のごみの処理量に単価を乗じることにより、当該月の①変動費を算出する。
- ※4:光熱水費は、水道局、ガス会社、下水道局、電力会社との契約及び支払いは市が行い、当該月の新2号炉の使用量に応じて、市が運営事業者に請求を行う。なお、光熱水費の算出に当たっては、「4 光熱水費の算定方法」を参照のこと。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

##### ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

平成30年度から平成34年度の各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、優先交渉権者の提案内容を踏まえ市にて設定し、契約書作成時に事業者へ通知する。

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

##### ア 本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の支払方法

###### (ア) 支払回数

運営・維持管理業務委託料A(変動費):240回(20年間×年12回)

運営・維持管理業務委託料B(固定費i・固定費ii):240回(20年間×年12回)

運営・維持管理業務委託料B(固定費iii):240回(20年間×年12回)

※:運営・維持管理業務委託料は平成35年度以降の支払となる。

(イ)市は、本施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する運営・維持管理業務委託料に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

(ウ)運営・維持管理業務委託料Aのうち、変動費の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量(実績値)×提案単価(円/t)によるものとする。

(エ)運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費iと固定費iiの1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

(オ)運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費iiiの1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

### 4 光熱水費の算定方法

#### (1) 水道使用料金

水道料金は新2号炉、1号炉及び藤沢市管理棟の使用量の按分で算出するものとする。

価格提案書を作成するにあたっては、次のように按分するとして、算出すること。

料金算出方法については、事業者、市及び1号炉運営事業者の協議により変更する場合がある。

基本料金:基本料金の3分の1を負担する。

超過料金:新2号炉と1号炉と管理棟で使用した量に応じて案分する。

新2号炉以外に1号炉と管理棟で使用する量に留意し、超過料金を算出すること。

平成 28 年度の北部環境事業所の水道使用推定量は、次のとおりである。

1 号炉：11,700m<sup>3</sup>/年（平均 975m<sup>3</sup>/月）

管理棟：3,600m<sup>3</sup>/年（平均 300m<sup>3</sup>/月）

#### 【水道超過料金算出方法】

神奈川県水道局の料金体系は平成 28 年度現在、県水使用量に応じて 7 段階の料金単価がある。

神奈川県企業局水道部経営課ホームページの計算表を用い、次の計算方法で新 2 号炉の水道料金を算出する。

新 2 号炉の当該月の水道使用量を、 $Q_w$  とする。

$Q_w$  を 3 倍した量を  $Q_{w3}$  とする。

県計算表により  $Q_{w3}$  の水道料金を算出しその 3 分の 1 を超過料金とする。

(例)  $Q_w=1200\text{m}^3$  の場合、 $Q_{w3}=3\times 1200\text{m}^3=3600\text{m}^3$

超過料金 = {3600m<sup>3</sup>×436 円 (A) - 501,898 円 (B)} ÷ 3 = 355,901 円

※単価 A 及び B は平成 29 年 3 月 1 日時点のも、提案時は最新の単価を使用すること。

ただし、当該月の新 2 号炉の水道使用量が、1 号炉の水道使用量及び管理棟の水道使用量と比べて一番多い場合は、神奈川県水道局より請求された当該月の水道使用料金より、1 号炉及び管理棟の水道使用料金を差し引いたものを新 2 号炉の水道使用料金とする。

なお、1 号炉及び管理棟の水道使用料金も新 2 号炉と同様の考え方で算出するものである。

#### (2) 下水道使用料金

下水道使用料金は、新 2 号炉の使用量により算出するものとする。

料金算出方法については、事業者、市及び 1 号炉運営事業者の協議により変更する場合がある。

#### (3) ガス使用料金

ガス使用料金は新 2 号炉、1 号炉及び藤沢市管理棟の使用量の按分で算出するものとする。

価格提案書を作成するにあたっては、次のように按分するとして、算出すること。

料金算出方法については、事業者、市及び 1 号炉運営事業者の協議により変更する場合がある。

ガス使用料金は、基本料金も含めた東京ガスから請求された当該月のガス使用料金を 1 号炉と管理棟と新 2 号炉で使用量に応じて案分する。

新 2 号炉以外に 1 号炉と管理棟で使用する量に留意し、ガス使用料金を算出すること。

当該月の使用量がゼロの施設は、料金表 A の基本料金の 3 分の 1 を負担する。この場合、東京ガスから請求された当該月のガス使用料金から、使用量がゼロの施設が負担する分を差し引いたものを、ガスの使用があった施設で、使用量に応じて案分する。

平成 27 年度の北部環境事業所のガス使用量は、次のとおりである。

1 号炉：55,302m<sup>3</sup>/年（7 割以上を炉停止時の 6 月と 11 月で使用）

管理棟：2,161m<sup>3</sup>/年（5 月、6 月、11 月のみ使用。他 9 ヶ月は使用量ゼロ）

#### (4) 電力料金

基本料金は、新 2 号炉以外に 1 号炉、管理棟、リサイクルプラザ、し尿処理施設等、北部環境

事業所全体で、各施設のデマンド設定値を用いて案分する。

各施設のデマンド設定値は次のとおりである。

1号炉デマンド設定値	900	kW
受入施設, 管理棟デマンド設定値	92	kW
し尿処理施設デマンド設定値	200	kW
破碎施設デマンド設定値	716	kW
資源化施設デマンド設定値	250	kW
環境啓発施設デマンド設定値	92	kW

基本料金以外は、本施設外部からの電力を使用した量に応じて料金を支払う。

北部環境事業所は、東京電力と契約しており、基本料金及び電力料金は、東京電力の単価を用いる。

(以下余白)

## 5 物価変動等による改定

### (1) 物価変動等の指標

#### ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

ただし、市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があった場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 27 条の具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認めた場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

#### イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者の提案について、合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

#### (ア) 運営・維持管理業務委託料

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理業務委託料 A	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・光熱水費	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
運営・維持管理業務委託料 B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学工業製品/有機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・人件費以外の固定費 i ・電力等の基本料金、油脂類費以外の固定費 ii	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・固定費 iii	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

### (2) 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、年 1 回改定のための確認を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、5月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、6月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務の対価を確定する。改定された運営・維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、2022年（平成34年）5月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、2022年（平成34年）6月末までに見直しを行い、2023年度（平成35年度）の運営・維持管理業務の対価を確定する（比較対象は平成29年5月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運営・維持管理業務の対価は、2023年度（平成35年度）の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

### (3) 改定の計算方法

#### ア 算定式

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

#### イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

#### ウ その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「ア 算定式」による見直し方法が適当でないとし、市が認めた費目については、市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

### 6 設計・建設業務に係る対価の支払いに対する年割り額の目安

設計・建設業務に係る対価の各年度における支払額（消費税及び地方消費税含む）の目安は次のとおりとする。

実際の各年度における支払額は、契約協議により定めるものとし、次に示す目安に制限されないものとする。

平成29年度： 建設費予算価格の0%

平成 30 年度： 建設費予算価格の 3%  
平成 31 年度： 建設費予算価格の 4%  
平成 32 年度： 建設費予算価格の 3%  
平成 33 年度： 建設費予算価格の 51%  
平成 34 年度： 建設費予算価格の 39%

(以下余白)

## 別紙4 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
共通	公募書類リスク	公募説明書，要求水準書等の誤記，提示漏れにより，市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等 <sup>注1</sup>	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 <sup>注1</sup>	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小，拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの	△	○
	第三者賠償リスク	調査，建設，運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ，デフレ <sup>注2</sup>	○	△
施設の供用開始後のインフレ，デフレ <sup>注2</sup>		○	△	
事故の発生リスク	設計，建設，運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	市の指示，市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行，事業放棄，破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災，暴動等の不可抗力による費用の増大，計画遅延，中止等 <sup>注3</sup>	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示，提示条件の不備，変更による設計変更による費用の増大，計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備，変更による設計変更による費用の増大，計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量，地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量，地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	市の指示，提示条件の不備，変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの		△	○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	市の指示，提示条件の不備，変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大	△	○
	工事遅延リスク	市の指示，提示条件の不備，変更による工事遅延，未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延，未完工による施設の供用開始の遅延	△	○
	一般的損害リスク	工事目的物，材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書の不適合（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇，事故等 <sup>注4</sup>	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 <sup>注5</sup>	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担，△従分担

注1) 契約の当事者双方が，既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については，一定程度までの変動は事業者の負担であり，それ以上は市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については，一定程度までは事業者が負担し，それ以上は市が負担する。

注4) 計画ごみ質に対して著しい逸脱があった場合には，市，事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については，固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には，市，事業者の協議による。

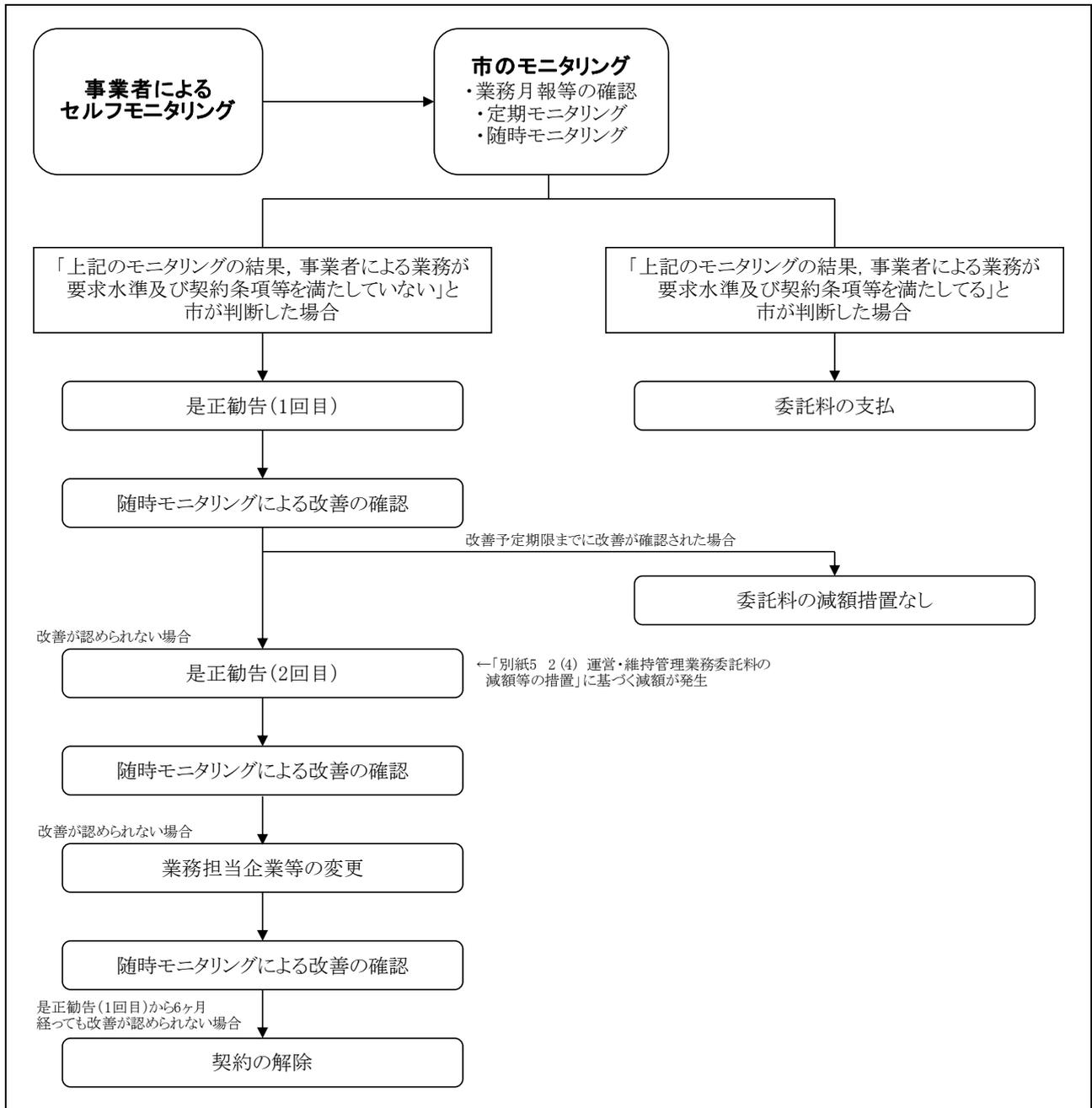
※：本リスク分担表は，本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり，詳細については，各契約書（案）を参照すること。

(以下余白)

## 別紙5 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等

### 1 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置は、次に示すとおりとする。



※ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。

(以下余白)

## 2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営・維持管理業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、次の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 |              |

### (2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、次のとおりとする。

#### ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者の運営・維持管理業務委託契約、募集要項等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

#### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

### (3) 業務の改善についての措置

#### ア 是正勧告（第1回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な次の初期対応を行う。

##### (ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

##### (イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

#### イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

#### ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

#### エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

#### オ 契約の解除等

本市は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

### (4) 運営・維持管理業務委託料の減額等の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、次に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運営・維持管理業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運営・維持管理業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。  
なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

### (5) 提案余剰電力量の未達成の場合の措置

ごみ焼却施設において発電を行うことにより得られた余剰電力量（以下「実余剰電力量」という。）が、提案時に様式第15号-3-1（別紙1及び2）に基づき事業者が提案した余剰電力量（以下「提案余剰電力量」という。）に達しない場合は、次に示す委託料の減額措置を行う。

ア 実余剰電力量が提案余剰電力量よりも下回っていることが確認された場合、提案余剰電力量の未達成分（実余剰電力量の提案余剰電力量からの不足分＝提案余剰電力量－実余剰電力量）に、当該年度における売電単価（当該年度に本市が電気事業者に対して行った売電の平均単価）を乗じた金額を運営・維持管理業務委託料から減額する。

イ 提案余剰電力量と実余剰電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第15号-3-1（別紙1及び2）に当てはめて年間余剰電力量を算出して比較する。

ウ 当該減額は、提案余剰電力量の未達成が発生した年度の3月に係る運営・維持管理業務委託料から減額する。

## 3 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務委託料を本市が事業者を支払った日から、本

市に返還する日までの日数につき，年 2.7 パーセントの割合で計算した額の違約金を付するものとする。

(以下余白)

## 別紙 6 地域貢献に係る提案の実施状況の確認にかかる手順等

### 1 地域貢献の確認の対象

地域貢献に係る提案の実施状況の確認は、様式第16-4-1号（別紙1）を対象とする。なお、様式第16-4-1号（別紙1）以外の地域貢献に係る提案の実施状況は、別紙5に示すモニタリングにおいて確認する。

### 2 確認方法

提案内容について、次に示す事前確認、事後確認を行う。

表1 確認方法等

項目	事前確認（実施計画書）		事後確認（実施報告書）	
	作成すべき地域貢献実施計画書	本市の最終的な承諾を得なければならない時期 <sup>※1</sup>	事後確認（中間）実施時期	事後確認（最終）実施時期
設計・建設期間	設計・建設期間を通じたもの	現場着工日の30日前まで	現場着工後の各年度終了時	工事完成時
運営・維持管理期間	運営・維持管理期間を通じたもの <sup>※2</sup> 、各年度	各年度の運営・維持管理業務の開始日の30日前まで	各年度終了時	運営・維持管理期間終了時

※1：事業者は、事業実施スケジュール及び本市の最終的な承諾を得なければならない時期を勘案し、適切な時期に実施計画書の提出を行うこと。

※2：運営・維持管理期間における実施計画書は毎年度提出するものとし、運営・維持管理業務開始初年度（平成35年度）については、運営・維持管理期間を通じたものもあわせて提出すること。

※3：事後確認は必要に応じて、年度終了に関わらず随時、行なうことがある。

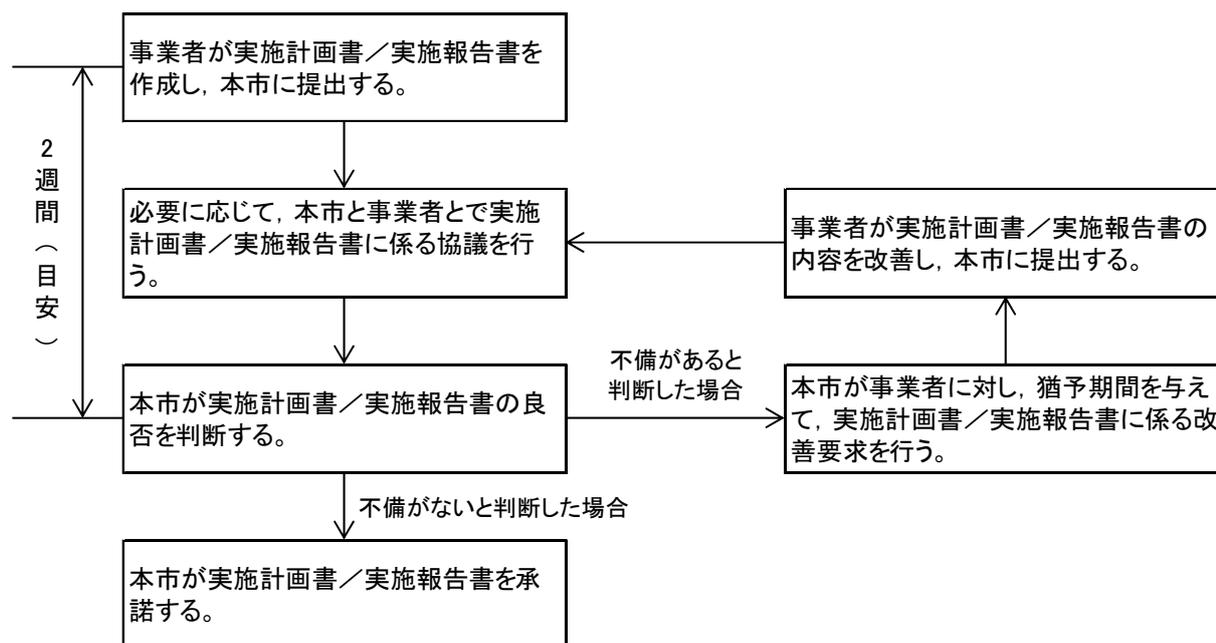


図1 地域貢献に係る実施計画書又は実施報告書の確認手順

## (1) 設計・建設業務

### ア 事前確認

- (ア) 事業者は、地域貢献に係る実施計画書【設計・建設期間】（発注先、発注内容、発注金額等を記載するものとするが、詳細は本市と事業者の協議により決定するものとし、以下「実施計画書【設計・建設期間】」という。）を作成し、本市へ提出し、現場着工の30日前までに本市の承諾を得るものとする。
- (イ) 本市は、事業者との協議等により、提出された実施計画書【設計・建設期間】の内容を確認する。実施計画書【設計・建設期間】の良否の判断については、実施計画書【設計・建設期間】提出日から2週間（ただし、(ウ)で改善要求があった場合には、2週間を超える場合もある。）を目安に行うものとする。
- (ウ) (イ)の結果、実施計画書【設計・建設期間】に不備があると本市が判断した場合には、事業者に相当な猶予期間を与えて改善要求を行う。
- (エ) (ウ)の結果、改善要求を受けた事業者は、実施計画書【設計・建設期間】の内容を見直し、再度、本市へ提出するものとし、本市の承諾が得られるまで、上記の手順を繰り返すものとする。

### イ 事後確認

- (ア) 事後確認は、中間確認、最終確認とし、中間確認は現場着工後の各年度終了時に、最終確認は工事完成時に行う。
- (イ) 事業者は、地域貢献に係る実施報告書【設計・建設期間】（発注先、発注内容、発注金額等を実施計画書【設計・建設期間】と対比できるよう記載するものとするが、詳細は本市と事業者の協議により決定するものとし、以下「実施報告書【設計・建設期間】」という。）を作成し、中間確認は現場着工後の各年度終了時に、最終確認は工事完成時に本市へ提出し、本市の承諾を得るものとする。この際、事業者は、本市が提出を求めた場合には、実施報告書【設計・建設期間】の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。
- (ウ) 本市は、事業者との協議等により、提出された実施報告書【設計・建設期間】の内容を確認する。実施報告書の良否の判断については、実施報告書【設計・建設期間】提出日から2週間以内（ただし、(イ)で改善要求があった場合には、2週間を超える場合もある。）を目安に行うものとする。
- (エ) (ウ)の結果、実施報告書【設計・建設期間】に不備があると本市が判断した場合には、事業者に90日を超えない範囲で猶予期間を与えて改善要求を行う。
- (オ) (エ)の結果、改善要求を受けた事業者は、実施報告書【設計・建設期間】の改善を行い、本市の確認を受けるものとし、本市の承諾が得られるまで、改善を行うものとする。なお、本市が改善を指示したにもかかわらず、事業者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合は、事業者は、提案時に事業者が提案した地域貢献に係る金額と実際の金額との差額の50%に相当する額を、本市が指定する期日までに本市に支払うものとする。
- (カ) 地域貢献に係る実施計画書【設計・建設期間】と実施報告書【設計・建設期間】の間に乖離が生じ、その乖離の要因が事業者の責に帰すべき事由でない場合、事業者はその理由を実施報告書で明らかにするものとする。当該乖離の妥当性については、本市と事業者とで協議を行った上で、本市が判断する。その結果、当該乖離に妥当性があると判断した場合、以後の対応について本市と事業者で協議を行う。

## (2) 運営・維持管理業務

### ア 事前確認

- (ア) 事業者は、地域貢献に係る実施計画書【運営・維持管理期間】（地域人材の雇用人数、雇

用金額、発注先、発注内容、発注金額等を記載するものとするが、詳細は本市と事業者の協議により決定するものとし、以下「実施計画書【運営・維持管理期間】」という。）を作成し、本市へ提出し、各年度の運営・維持管理業務の開始30日前までに本市の承諾を得るものとする。

- (イ) 本市は、事業者との協議等により、提出された実施計画書【運営・維持管理期間】の内容を確認する。実施計画書【運営・維持管理期間】の良否の判断については、実施計画書【運営・維持管理期間】提出日から2週間（ただし、(ウ)で改善要求があった場合には、2週間を超える場合もある。）を目安に行うものとする。
- (ウ) (イ)の結果、実施計画書【運営・維持管理期間】に不備があると本市が判断した場合には、事業者に相当な猶予期間を与えて改善要求を行う。
- (エ) (ウ)の結果、改善要求を受けた事業者は、実施計画書【運営・維持管理期間】の内容を見直し、再度、本市へ提出するものとし、本市の承諾が得られるまで、上記の手順を繰り返すものとする。

## イ 事後確認

- (ア) 事後確認は、中間確認、最終確認とし、中間確認は各年度終了時に、最終確認は運営・維持管理期間終了時に行う。
- (イ) 事業者は、地域貢献に係る実施報告書【運営・維持管理期間】（地域人材の雇用人数、雇用金額、発注先、発注内容、発注金額等を実施計画書【運営・維持管理期間】と対比できるように記載するものとするが、詳細は本市と事業者の協議により決定するものとし、以下「実施報告書【運営・維持管理期間】」という。）を作成し、中間確認は各年度終了時に、最終確認は運営・維持管理期間終了時に本市へ提出し、本市の承諾を得るものとする。この際、事業者は、本市が提出を求めた場合には、実績報告書【運営・維持管理期間】の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。
- (ウ) 本市は、事業者との協議等により、提出された実施報告書【運営・維持管理期間】の内容を確認する。実施報告書の良否の判断については、実施報告書【運営・維持管理期間】提出日から2週間以内（ただし、(エ)で改善要求があった場合には、2週間を超える場合もある。）を目安に行うものとする。
- (エ) (ウ)の結果、実施報告書【運営・維持管理期間】に不備があると本市が判断した場合には、事業者に90日間の猶予期間（本市は、90日間で回復される見込みがないと判断したときには、事業者に与える猶予期間を延長することができ、回復までに90日間を要しないと判断した場合には、猶予期間を90日以内で設定することができるものとする。）を与えて改善要求を行う。
- (オ) (エ)の結果、改善要求を受けた事業者は、実施報告書【運営・維持管理期間】の改善を行い、本市の確認を受けるものとする。なお、(エ)で本市が定めた猶予期間内に実施報告書【運営・維持管理期間】が改善されない場合（地域貢献に係る提案内容が実現されるよう改善されない場合を含む。）は、猶予期間の満了日から実施報告書【運営・維持管理期間】が改善されたこと（地元貢献事業の提案内容が実現されたことを含む。）を本市が確認するまでの期間に相当する運営・維持管理業務委託料のうちの固定費*i*を10%減額する。
- (カ) (エ)の結果、改善要求を受けた事業者がこれに従わず、又は改善できないと認め、地域貢献に係る実施計画書【運営・維持管理期間】と実施報告書【運営・維持管理期間】の間に乖離が生じた場合、事業者は、提案時に事業者が提案した地域貢献に係る金額と実際の金額との差額の50%に相当する額を本市に支払い、以後の対応について本市と協議を行うものとする。
- (キ) 地域貢献に係る実施計画書【運営・維持管理期間】と実施報告書【運営・維持管理期間】

の間の乖離の要因が社会状況の変化等事業者の責に帰すべき事由でない場合、事業者はその理由を実施報告書で明らかにするものとする。当該乖離の妥当性については、本市と事業者とで協議を行った上で、本市が判断する。その結果、当該乖離に妥当性があると判断した場合、以後の対応について本市と事業者で協議を行う。

(以下余白)